

## 骨髄バンクにかかわる医療保険の適用に関する意見書

骨髄移植は、白血病などの難治性疾患に対する根本的な治療法として国民医療に不可欠なものとなっております。

骨髄バンク事業の進展に伴い、骨髄バンクを介した骨髄移植の症例は着実にふえ、昨年度は年間715例の非血縁者間骨髄移植が実施されております。

こうした実績を重ねる一方で、骨髄移植にとって不可欠なドナー候補者の血液検査料やドナー傷害保険料、移植後のドナー健康管理等調査料など、骨髄バンクに関する費用は患者負担となっており、患者とその家族は過重な経済的負担を強いられております。

また、公的骨髄バンクを担う骨髄移植推進財団は、患者負担金、補助金及び寄附金によって運営されておりますが、ドナー募集活動やコーディネート業務にかかる費用の増大、患者負担金の免除規定による減免数の拡大等により年々赤字が増大し、今年度はずいに財政破綻の危機に直面しております。

よって、政府におかれては、患者負担の解消と骨髄バンクの健全な運営を確保するため、次の事項を実現されるよう、強く要望します。

- 1 骨髄移植に使用する骨髄液に医療保険点数をつけ、骨髄バンクを介した骨髄提供に伴う患者負担を解消すること。
- 2 海外の骨髄バンクから提供される骨髄液に対しても国内と同様の扱いとし、医療保険点数をつけて患者負担をなくすこと。
- 3 骨髄バンクの運営経費については、補助金や寄附金に依存するのではなく、医療保険会計によるものとする。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成13年12月21日

(提出先)内閣総理大臣、厚生労働大臣